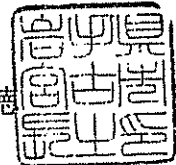


宮古市告示第198号

宮古市災害危険区域に関する条例（平成24年宮古市条例第26号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり災害危険区域を指定する。

平成24年12月5日

宮古市長 山本正徳



災害危険区域 の名称	種別	区域
小堀内災害危険区域	第1種区域	宮古市赤前第14地割の一部（別紙のとおり。）
	第2種区域	宮古市赤前第14地割の一部（別紙のとおり。）
堀内災害危険区域	第1種区域	宮古市赤前第14地割の一部、第15地割の一部、第16地割の一部（別紙のとおり。）
	第2種区域	宮古市赤前第15地割の一部（別紙のとおり。）
	第3種区域	宮古市赤前第15地割の一部（別紙のとおり。）
葉の木浜災害危険区域	第1種区域	宮古市赤前第17地割の一部（別紙のとおり。）
太田浜災害危険区域	第1種区域	宮古市白浜第3地割の一部（別紙のとおり。）
	第2種区域	宮古市白浜第3地割の一部（別紙のとおり。）
	第3種区域	宮古市白浜第3地割の一部（別紙のとおり。）
小鯖沢災害危険区域	第1種区域	宮古市白浜第3地割の一部（別紙のとおり。）
	第2種区域	宮古市白浜第3地割の一部（別紙のとおり。）
	第3種区域	宮古市白浜第3地割の一部（別紙のとおり。）

備考 別紙は省略し、宮古市都市整備部都市計画課に備えおいて縦覧に供する。